

■外国人材における人権保護方針

特定技能派遣事業者コンソーシアムの構成員である派遣事業者（以下「構成員企業」とします。）は、所属する特定技能外国人材と関係する全ての人々における人権尊重への適切な取り組みを推進することにより、農業全体の健全な発展に寄与していくために、この人権保護方針に則して活動し行動するものいたします。このため、本方針の適用範囲は構成員企業とします。

第1（人権保護方針）

《人権の尊重》

普遍的な価値である基本的な人権を規定した「国際人権章典」※後記1、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言※後記2に規定されている基本的権利に関する原則等に表明されている人権を尊重します。

《人身取引・強制労働の防止》

国境を越えて働く労働者において重要な課題である人身取引及び強制労働を禁止または認めず、これらを知った際は、その解決に向けて、国や地方公共団体または執行機関と協調して具体的な解決策を講じます。

《差別の廃止》

所属する特定技能外国人材の人間が人間らしく尊厳をもって幸せに生きる権利で、全ての人が生まれながらに持つ権利である人権を保護し、尊重するため、外国人であることを理由とする差別や全ての労働条件や生活環境の制限または区別の廃止を求めています。

《偏見を防ぐ》

所属する特定技能外国人材への、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらへの無理解からの差別や偏見を防ぎ、不合理な取り扱いには是正・改善を促していきます。

《不当な行為》

所属する特定技能外国人材に関係する特定の民族や国籍の人々を排斥するような差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）があった場合は、不当な差別的言動は許されないことを宣言し、関係機関と協調して解消に努めます。

《性差別》

所属する特定技能外国人材における性別による差別や不当な取り扱いを禁止し、プライバシー確保を徹底します。

《プライバシーの尊重》

所属する特定技能外国人材の私生活におけるプライバシーが確保されているかどうかの確認と評価により、ライフワークバランスの確保や不当なハラスメント防止が行われるよう、関係する全ての人々への人権意識の理解と普及活動に努めます。

《労働条件の確保》

賃金、休日、労働時間または派遣期間や派遣先での処遇において関係法令への準拠と国籍による差別が無いかどうか、労働者へ分かる言語で適切に説明され理解されているかどうかを確認し、間違いまたは不足がある場合は改善するようにしていきます。

《安全衛生環境の整備》

就業中の労働環境または就業時以外の生活環境において、適切な衛生環境の確保と必要な安全配慮が全員へ分け隔てなく行われているかどうかを確認し、不具合がある場合は改善するようにしていきます。

第2（具体的な施策）

《理解の促進》

宗教や文化の違いによる行動について、必要があると判断した場合は就業先や就業地域における理解促進のための説明機会を設定し、理解を得るための努力を行い、外国人材に対しても日本の文化や習慣への理解を促進していきます。

《融和を促進》

コミュニケーションの拒否など地域における肌の色や生活習慣の違いに起因する閉鎖的な態度や差別などの問題解決と相互融和に関係する全ての人々へ促進していきます。

《人権 DD（デューデリジェンス）の実施》

農業分野の特定技能外国人の派遣事業全体の業務水準及び人権状況の向上を目指し、特定技能外国人を派遣労働者として雇用する派遣元に対し、人権デューデリジェンスを行うことを推奨し、法令遵守ならびに適切な処遇としているかどうかの実地モニタリングとステークホルダーとの対話を通じ、人権に対する負の影響の把握と改善を行います。

《ステークホルダーとの対話》

人権への負の影響に対する対応について、ステークホルダーと対話と協議による解決を行います。

《是正・救済》

事業活動により、人権への負の影響を生じたことが明らかになった場合には、適切な手続を通じてその救済を行います。

《教育》

人権方針の理解促進と実施のために、関係する全ての人々を対象とした適切な教育を継続して行っていきます。

※後記1

国際人権章典

国連が創設されて 3 年後、総会は現代人権法の柱石となった「世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)」(www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/UDHRIndex.aspx) を「すべての人民にとって達成すべき共通の基準」として採択した。世界人権宣言は 1948 年の 12 月 10 日に採択された。それ以来この日は国際人権デー (International Human Rights Day) として世界中で記念されている。30 条からなる人権宣言は、すべての国のすべての人が享受すべき基本的な市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を詳細に規定している。

人権宣言の第 1 条と 2 条は「すべての人間は、生まれながらにして尊厳と権利とについて平等である」と述べ、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別を受けることなく」世界人権宣言に掲げるすべての権利と自由とを享受できると規定している。

第 3 条から 21 条まではすべての人間が享有すべき市民的、政治的権利を規定している。

生存、自由、身体の安全に対する権利

奴隷および苦役からの自由

拷問又は残虐な、非人道的もしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰からの自由

法のもとに人間として認められる権利、司法的な救済を受ける権利

恣意的逮捕、抑留または追放からの自由、独立の公平な裁判所による公正な裁判と公開の審理を受ける権利、有罪の立証があるまでは無罪と推定される権利

自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、恣意的に干渉されない権利

名誉または信用に対して攻撃を受けない権利、そうした攻撃に対する法の保護を受ける権利

移動の自由、避難する権利、国籍を持つ権利

婚姻し、家族を形成する権利、財産を所有する権利

思想、良心および宗教の自由、意見と表現の権利

平和的集会と結社の自由に対する権利

政治に参加し、等しく公務につく権利

第 22 条から 27 条までは、すべての人間が享有する経済的、社会的、文化的権利を定めている。

社会保障を受ける権利

働く権利、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利、労働組合を組織し、これに参加する権利

休息および余暇を持つ権利

健康と福祉に十分な生活水準を保持する権利

教育を受ける権利

社会の文化生活に参加する権利

最後の第 28 条から 30 条までは、すべての者はこの宣言に規定する権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序についての権利を有し、これらの権利が制限されるのは、他の者の権利および自由の正当な承認および尊重を確保することならびに民主的社会における道徳、公の秩序および一般的福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められている場合のみであり、またすべての者は自分の住む社会に対して義務を負う、と規定している。

「世界人権宣言」の規定は広く受け入れられ、また国家の行為を測る尺度としても利用される。このことから、世界人権宣言は多くの学者によって一般に国際慣習法の重みを持つものだと考えられている。多くの新しく独立した国は、基本法もしくは憲法の中で世界人権宣言を引用し、またはその規定を組み込んでいる。

国連主催のもとに交渉された人権協定でもっとも幅広い拘束力を持つのが二つの国際人権規約、すなわち「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」と「市民的、政治的権利に関する国際規約」である。1966 年に総会が採択したこれら二つの規約は、世界人権宣言の規定を一步前進させて法的に拘束力のあるコミットメントに変えると同時に、専門家委員会（条約機関）が締約国の順守状況を監視することを決めている。世界人権宣言、二つの国際人権規約、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書はともに、国際人権章典（International Bill of Human Rights）を構成する。

労働における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言

国際労働機関（I L O）はジュネーブで開かれた第 86 回 I L O 総会において

1 次のことを想起し、

(a) I L O に任意に加入する際に、すべての加盟国は憲章及びフィラデルフィア宣言に規定された原則及び権利を支持し、この機関の全体的な目的の達成に向けて、手段のある限り、また、各加盟国の特有の状況に十分に沿って、取り組むことを引き受けたこと

(b) これらの原則及び権利は、この機関の内部及び外部において基本的なものとして認められた条約において、特定の権利及び義務の形式で表現され、発展してきていること

2 すべての加盟国は、問題となっている条約を批准していない場合においても、まさにこの機関の加盟国であるという事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則、すなわち、

(a) 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認

(b) あらゆる形態の強制労働の禁止

(c) 児童労働の実効的な廃止

(d) 雇用及び職業における差別の排除

を尊重し、促進し、かつ実現する義務を負うことを宣言する。

3 外部の資源及び支援の動員を含め、この機関の憲章上、運営上及び財政上の資源を十分に活用することにより、また、憲章第 12 条に従い I L O が確立した関係を有する他の国際機関がこれらの努力を支援することを奨励することにより、これらの目的を達成するため、確立され、表明された必要に応じて、次の手段によって、加盟国を支援するこの機関の義務を認識する。

(a) 基本条約の批准及び履行を促進するための技術協力及び助言サービスを提供すること

(b) これらの条約のすべて又は一部をまだ批准できる状況にない加盟国の、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、かつ実現するための努力を支援すること

(c) 経済発展及び社会開発のための環境創造に向けた加盟国の努力を支援すること

4 この宣言を完全に実施するため、意義があり、効果的な、宣言の不可欠な部分とみなされる促進的なフォローアップが附属書に示される方法に従い実施されることを決定する。

5 労働基準は保護主義的な貿易上の目的のために利用されるべきではなく、この宣言及びそのフォローアップはそのような目的のために援用され又は利用されるべきではないこと、さらに、この宣言及びそのフォローアップによって、いかなる方法においても、どの国の比較優位も問題とされるべきではないことを強調する。